

## 議第43号

三島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する

する条例案

三島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年三島市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「勤勉手当」の次に「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）」を加える。

第4条中「市長」を「三島市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年三島市条例第23号）第4条に規定する上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）」に改める。

第12条の2第1項中「又は休日」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第14条の次に次の1条を加える。

(災害派遣手当)

**第14条の2** 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第

1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員で、住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに支給する。

第15条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第8項中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。

第16条第2項中「いう。）」の次に「、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他市長が別に定める者で負傷、疾病又は老齢により市長が別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、市長が、別に定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3

回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加え、「場合は」を「場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき」に改める。

第18条の2中「、第7条の2」を削る。

## 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定、第12条の2第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定、第14条の次に1条を加える改正規定、第15条第6項及び第8項の改正規定、第16条第2項の改正規定並びに第18条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

平成30年2月20日提出

三島市長 豊岡 武士